

Ⅲ 農家の部

解説

この部には、農家等及び新規就農者に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 農家等

農林水産省統計部の「農林業センサス」を収録した。

なお、「農林業センサス」の概要や用語の定義（経営耕地面積等）については118ページの「Ⅱ 農林業経営体の部」の解説を参照されたい。

(1) 農家

調査期日現在で経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は、経営耕地面積が10 a 未満でも調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

(2) 販売農家

1990年のセンサスから農家の分類を「販売農家」と「自給的農家」に区分している。

a 販売農家

経営耕地面積30 a 以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額50万円以上の農家をいう。

b 自給的農家

販売農家以外の農家をいう。

2 新規就農者

農林水産省統計部の「新規就農者調査」を収録した。

これは、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的として実施したものである。

(1) 新規自営農業就農者

個人経営体の世帯員で、調査期日前1年間

の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

(2) 新規雇用就農者

調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用され、農業に従事した者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。

(3) 新規参入者

土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。